

宮 監 公 表 第 1 9 号
令 和 6 年 3 月 2 5 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	上 田 武 広
宮崎市監査委員	関 師 勝 幸

定期監査措置状況の公表について

令和5年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
総務部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和5年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和5年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
総務部	<p>市外旅行について、旅行命令書上の航空賃と実際の航空賃とが相違し、戻入が発生しているにもかかわらず、旅行命令の変更および精算、戻入が行われていなかった。 (人事課)</p>	<p>当該案件については、指摘後、旅行命令の変更及び精算、戻入処理を行った。 今後は、旅行後速やかに領収書の確認照合を行い精算することを徹底する。</p>
総務部	<p>手数料に係る支負担行為について、1件1,000万円未満は副市長専決事項、1件1,000万円以上は市長決裁事項であるにもかかわらず、部長までの決裁としているものがあった。 (情報政策課)</p>	<p>課で作成し使用している財務処理の決裁チェック表に、「手数料」を処理する際のシートを作成し、チェックを行う。</p>
総務部	<p>複数単価契約について、予定価格書は各単価とその単価に予定数量を乗じた額(推定総額)を記載すべきところ、総額のみを記載していた。 (情報政策課)</p>	<p>単価契約の際の予定価格には単価を記載することを職員間で再確認するとともに、決裁時も複数人でチェックを行う。</p>

令和6年3月19日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

